

証券コード 3063

2024年5月15日

(電子提供措置の開始日2024年5月8日)

株 主 各 位

名古屋市中区栄三丁目4番28号

株式会社ジェイグループホールディングス

代表取締役社長 中 川 晃 成

## 第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上での下記ウェブサイトにて「第23回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.jgroup.jp/ir/library/shareholder.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）に「ジェイグループホールディングス」又は証券コードに「3063」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませよう願ひ申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2024年5月29日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月30日(木曜日)午前11時00分  
2. 場 所 名古屋市西区牛島町6-1  
名古屋ルーセントタワー16階 会議室
3. 目的事項  
報告事項
1. 第23期(2023年3月1日から2024年2月29日まで)  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委  
員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第23期(2023年3月1日から2024年2月29日まで)  
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件  
第2号議案 剰余金処分の件  
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件  
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対  
する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

4. 議決権の行使に関する事項

- ①書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インター  
ネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ②インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に  
行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。  
なお、インターネットによる議決権行使方法についての詳細は、本招集ご通  
知3~4ページをご参照ください。
- ③書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に賛否の  
表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていた  
きます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
  - ◎電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日 時** 2024年5月30日（木曜日）  
午前11時

**場 所** 名古屋市西区牛島町6-1  
名古屋ルーセントタワー16階 会議室  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 2024年5月29日（水曜日）午後6時到着分まで

### インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトにごアクセスしてください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。（QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。）

詳細は次ページをご参照ください。

**行使期限** 2024年5月29日（水曜日）午後6時受付分まで

議 決 権 の 重 複 行 使 の 取 り 扱 い	(1) 書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。 (2) インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
---------------------------------	---

#### 〔ご留意事項〕

- ・ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。
- ・ 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。
- ・ 議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

## 1. 議決権行使ウェブサイトについて

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕 <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2024年5月29日（水曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

## 2. インターネットによる議決権行使方法について

### 〔パソコンをご利用の方〕

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

### 〔スマートフォンをご利用の方〕

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

## 3. ログインID及びパスワードのお取り扱いについて

(1) 議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」及び「パスワード」は、本株主総会に限り有効です。

(2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。

(3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問合わせ先】

株式会社アイ・アールジャパン 証券代行業務部

〔専用ダイヤル〕 0120-975-960

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

以上

# 事 業 報 告

(2023年3月1日から  
2024年2月29日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行により、経済活動の正常化が進みました。一方で、エネルギー価格の上昇や円安に伴う物価上昇、人手不足によるコスト増加など、国内における経済の見通しは依然として先行き不透明な状態が続いております。

外食産業におきましては、新型コロナウイルス感染症が経済活動に及ぼす影響が軽減され、外食需要は回復基調がみられます。しかし、食材の仕入価格や光熱費、人件費等の高騰に加え、コロナ禍におけるライフスタイルの変化によって、大人数の宴会需要や夜間の利用客が減少するなど、厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと、当社グループでは既存店舗のリニューアル及び新規業態の開発に積極的に取り組むとともに人員配置の適正化や生産性の向上、本社費用の削減に引き続き取り組んでおります。当連結会計年度におきましては、直営店1店舗を新規出店し、9店舗をリニューアル、10店舗を閉店いたしました。これらにより、2024年2月末日現在の業態数及び店舗数は、61業態103店舗(国内102店舗、海外1店舗)となっております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は10,433百万円(前年同期比30.2%増)、営業利益は309百万円(前年同期は営業損失1,032百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益は247百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失549百万円)となりました。

事業別の業績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、前連結会計年度との比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

#### a. 飲食事業

新規出店といたしましては、2023年7月「吉珍樓」（名古屋市西区）を新規オープンいたしました。

リニューアルでは、2023年3月「メンタイキック」（名古屋市中区）を「マリナラ」、「UMEHA」（名古屋市中村区）を「ほっこり」、8月「サーモンパンチ」（名古屋市中村区）を「寿司と串とわたくし」、9月「サーモンパンチ」（名古屋市中区）を「てしごと家」、10月「サーモンパンチ」（東京都渋谷区）を「渋谷ちゃんぷる〜」、「芋蔵」（京都市中京区）を「ほっこり」、12月「芋蔵」（名古屋市中村区）を「くぐる」、2024年2月「きばくもん」（名古屋市中村区）を「てしごと家」、「大阪王将」（名古屋市中村区）を「つづみや」にリニューアルオープンいたしました。

また、2023年3月「ほっこり」（名古屋市中区）、「博多かわ屋」（名古屋市中村区）、「華・桐」（名古屋市中区）、4月「カラオケ天国歌姫のハート」（名古屋市中区）、「芋蔵」（宮城県仙台市）、5月「おぼんざい台所 おふくろ」（名古屋市中区）、6月「大治郎」（スペイン国カタルーニャ州）、7月「博多かわ屋」（名古屋市中区）、9月「MANOA VALLEY CAFE（マノアバレーカフェ）」（名古屋市中村区）、10月「焼肉人類」（愛知県刈谷市）を閉店いたしました。

その結果、飲食事業における売上高は9,761百万円（前年同期比33.3%増）、営業利益は1,159百万円（前年同期は営業損失648百万円）となりました。

#### b. 不動産事業

吸収合併の影響により、セグメント間の賃貸売上が減少いたしました。

その結果、不動産事業における売上高は721百万円（前年同期比51.8%減）、営業利益は133百万円（同17.0%減）となりました。

#### c. その他の事業

卸売業及び人材派遣業等のその他の事業における売上高は384百万円（前年同期比23.0%減）、営業損失は111百万円（前年同期は営業損失217百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、265百万円（店舗の賃借等に伴う差入保証金1百万円を含む）で、その主なものは、下記の新規出店、改装等によるものであります。

	物 件 名	開業日・改装日
新規出店	吉珍樓	2023年7月
改装	マリナラ	2023年3月
	ほっこり 名古屋広小路店	2023年3月
	寿司と串とわたくし 名古屋駅柳橋店	2023年8月
	てしごと家 アスナル金山店	2023年9月
	渋谷ちゃんぷる～	2023年10月
	ほっこり 京都木屋町本店	2023年10月
	くぐる	2023年12月
	てしごと家 名古屋駅新幹線口店	2024年2月
藤が丘餃子工房 つづみや	2024年2月	

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、第2回新株予約権の行使、第3回新株予約権の発行及び行使、第4回及び第5回の新株予約権の発行により、220,969千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2021年 2 月期)	第 21 期 (2022年 2 月期)	第 22 期 (2023年 2 月期)	第 23 期 (当連結会計年度) (2024年 2 月期)
売 上 高(千円)	6,700,762	4,703,780	8,013,477	10,433,229
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ )(千円)	△1,465,283	△1,900,433	△901,749	305,016
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△2,352,399	△602,592	△549,725	247,306
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)(円)	△249.33	△63.31	△57.70	21.03
総 資 産(千円)	10,931,549	10,743,551	9,324,656	9,149,089
純 資 産(千円)	214,310	891,234	1,160,833	1,595,467
1株当たり純資産額(円)	14.27	△46.01	△19.02	16.05

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2021年 2 月期)	第 21 期 (2022年 2 月期)	第 22 期 (2023年 2 月期)	第 23 期 (当事業年度) (2024年 2 月期)
売 上 高(千円)	4,493,093	2,127,634	1,826,814	7,715,608
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ )(千円)	588,875	△456,952	△138,170	213,386
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△1,533,276	△623,468	△1,997,977	208,045
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)(円)	△162.51	△65.47	△195.89	17.70
総 資 産(千円)	5,457,062	5,380,197	4,335,794	6,262,401
純 資 産(千円)	1,620,249	2,330,205	1,207,199	1,596,100
1株当たり純資産額(円)	168.23	105.06	△12.86	19.59



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジェイフィールド	10,000千円	100.0%	食品等の卸売業
株式会社ボカディレクション	5,000千円	100.0%	飲食事業
NEW FIELD BANGKOK CO., LTD.	4,000千バーツ	85.0%	飲食事業
NEW FIELD NEW YORK LLC	100,000米ドル	100.0%	飲食事業
株式会社かわ屋インターナショナル	50,000千円	50.0%	フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟の募集
株式会社かわ屋東京	100千円	50.0%	飲食事業
株式会社ジェイアセット	10,000千円	100.0%	不動産事業
株式会社ジェイキャスト	20,000千円	100.0%	人材派遣業

(注) 1. 当社は、2023年6月1日付で株式会社ジェイプロジェクト及び株式会社ジェイプライダルを吸収合併いたしました。

2. 当社は、2023年6月30日付でKAKEHASHI, S. L. U. の全株式を譲渡いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は次のとおりであり、経済情勢、市場動向、競争状況などの経営環境を勘案しながら、適切に対処してまいります。

##### ① グループ全体の成長性と生産性の向上

魅力があり収益力の高い事業・業態を展開していくとともに、間接部門のコストパフォーマンスの向上、低収益事業・エリアの撤退及び改善、好調な業態へのリニューアル推進により、グループ全体の生産性向上に取り組みます。

##### ② 店舗の魅力と生産性の向上

強みである現場力を一層磨いていくことに加え、魅力ある商品の開発やWEB販促の充実に取り組むとともに、オペレーションの効率化を通じ人時生産性の向上に取り組むとともに、強みである現場力に加えWEB販促の充実により、魅力の向上、情報発信の強化に取り組めます。

##### ③ 知恵と工夫を結集する文化、働きやすい職場、風土の醸成

組織の縦横のつながりや情報共有度を高め、従来以上にモノを言える・議論が活発となる場づくりに取り組むとともに、柔軟な勤務体系等の働きやすい職場づくりに取り組んでまいります。

**(5) 主要な事業内容**（2024年2月29日現在）

当社グループは、飲食事業を中心に、不動産事業及びその他の事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

① 飲食事業

居酒屋、レストラン等での飲食サービスの提供を行っております。

② 不動産事業

不動産の賃貸及び管理業務等を行っております。

③ その他の事業

卸売業及び人材派遣業等を行っております。

**(6) 主要な事業所**（2024年2月29日現在）

本 社 名古屋市中区栄三丁目4番28号

東 京 支 店 東京都中央区銀座八丁目3番先

営業店舗

業態別	店舗数	都道府県別
芋蔵	14	東京都7店 愛知県4店 神奈川県2店 静岡県1店
博多かわ屋	6	愛知県4店 東京都1店 静岡県1店
吟醸マグロ	5	愛知県3店 東京都1店 神奈川県1店
きばくもん	5	愛知県4店 静岡県1店
ほっこり	4	愛知県2店 東京都1店 京都府1店
その他	69	愛知県47店 東京都10店 宮城県2店 京都府2店 千葉県2店 静岡県1店 神奈川県1店 兵庫県1店 滋賀県1店 岐阜県1店 ニューヨーク1店

(注) 店舗数はフランチャイズ店舗を除く当社グループ直営の店舗数であります。

## (7) 使用人の状況 (2024年2月29日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
飲食事業	271 (413)名	20名減 (111名増)
不動産事業	1 (－)名	－ (－)
その他の事業	45 (1)名	7名増 (1名減)
管理部門	38 (1)名	1名増 (－)
合計	355 (415)名	12名減 (110名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当連結会計年度より、事業部門を「飲食事業」「不動産事業」「その他の事業」「管理部門」に変更しております。そのため、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較を行っております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
310(403)名	274名増(402名増)	37.6歳	10.4年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人の増加の主な理由は、2023年6月1日付で連結子会社2社を吸収合併したことによるものであります。

## (8) 主要な借入先の状況 (2024年2月29日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社りそな銀行	2,873,684
株式会社日本政策金融公庫	1,671,620
株式会社商工組合中央金庫	913,347

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年6月1日付で株式会社ジェイプロジェクト及び株式会社ジェイブライダルを吸収合併いたしました。また、当社は、2023年6月30日付で KAKEHASHI, S. L. U. の全株式を譲渡いたしました。

## 2. 株式の状況（2024年2月29日現在）

① 発行可能株式総数	普通株式	18,000,000株
	A種種類株式	1,000株
	B種種類株式	1,000株
② 発行済株式の総数	普通株式	12,177,400株
	A種種類株式	300株
	B種種類株式	1,000株
③ 株主数	普通株式	29,873名
	A種種類株式	1名
	B種種類株式	1名
④ 大株主（上位10名）		

株主名	持株数	持株比率
有限会社ニューフィールド	普通株式 1,522,000株 A種種類株式 300株	12.71%
サントリー株式会社	普通株式 300,000株	2.50%
松永圭司	普通株式 270,000株	2.25%
安田博	普通株式 206,000株	1.72%
新田二郎	普通株式 200,000株	1.67%
林芳郎	普通株式 192,000株	1.60%
林裕二	普通株式 144,400株	1.21%
二村篤志	普通株式 112,000株	0.94%
石川智巳	普通株式 101,400株	0.85%
新田浩雅	普通株式 70,000株	0.58%

- (注) 1. 持株比率は自己株式（普通株式200,153株）を控除して計算しております。  
2. 上記大株主には、自己株式（普通株式200,153株）は含まれておりません。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

第3回新株予約権（2023年10月23日取締役会決議）

新株予約権の数 5,000個（新株予約権1個につき100株）

新株予約権の払込金額 1個につき1,500円

新株予約権の行使価額 当初行使価額571円

行使価額は、本新株予約権の発行要項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下、東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を「東証終値」といいます。）の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。）に、当該修正日以降修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。

上限行使価額はありません。

下限行使価額286円

新株予約権の行使期間 2023年11月9日から2026年11月6日まで

第4回新株予約権（2023年10月23日取締役会決議）

新株予約権の数 7,500個（新株予約権1個につき100株）

新株予約権の払込金額 1個につき300円

新株予約権の行使価額 当初行使価額750円

行使価額は、発行要項に定める各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下、東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を「東証終値」といいます。）の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。）に、当該修正日以降修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。

上限行使価額はありません。

下限行使価額286円

新株予約権の行使期間 2023年11月9日から2026年11月6日まで

第5回新株予約権（2023年10月23日取締役会決議）

新株予約権の数 7,500個（新株予約権1個につき100株）

新株予約権の払込金額 1個につき100円

新株予約権の行使価額 当初行使価額900円

行使価額は、本新株予約権の発行要項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下、東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を「東証終値」といいます。）の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。）に、当該修正日以降修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。

上限行使価額はありません。

下限行使価額286円

新株予約権の行使期間 2023年11月9日から2026年11月6日まで



## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の状況（2024年2月29日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	新田二郎	
代表取締役社長	中川晃成	
取締役副社長	林芳郎	株式会社ジェイフィールド代表取締役 株式会社かわ屋インターナショナル代表取締役
常務取締役	林裕二	
取締役等委員	玉田貴彦	玉田貴彦税理士事務所所長 税理士
取締役等委員	安達幸子	
取締役等委員	細野順三	freebalance株式会社代表取締役 ソルト・コンソーシアム株式会社社外監査役 株式会社海帆社外監査役 株式会社テイクユー社外監査役 株式会社アメバホールディングス社外取締役

- (注) 1. 取締役安達幸子氏及び取締役細野順三氏は、社外取締役であります。
2. 当社においては、監査等委員会の職務の執行を補助するグループ監査室を設置し、グループ監査室は監査等委員会が決定した監査計画に基づき、グループ監査室のスタッフが実査を行い、その結果を監査等委員会に報告する体制としております。また、報告の内容によっては選定した監査等委員がグループ監査室のスタッフを指揮し、実査を行うことになっております。
- このように、当社の監査においては、監査等委員会が主体となり、常設のグループ監査室を使って監査を行う体制ですので、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役玉田貴彦氏は、税理士及び公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役安達幸子氏及び取締役細野順三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

取締役監査等委員である玉田貴彦氏、社外取締役監査等委員である安達幸子氏及び細野順三氏との当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することとなる損害賠償金等の損害を填補されることとしております。当該保険の概要等は以下のとおりです。

#### 1) 被保険者の範囲

当社取締役、監査等委員、業務執行役員、重要な使用人

#### 2) 保険契約の内容の概要

##### ①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は当社が負担しております。

##### ②店舗の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとしています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

##### イ. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	134 (0)	134 (0)	—	—	6 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	10 (7)	10 (7)	—	—	3 (2)
監査役 （うち社外監査役）	4 (2)	4 (2)	—	—	3 (2)

(注) 1. 2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は以下のとおりです。

- 1) 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。
- 2) 当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）とし、役位、職責、在任年数、経営に対する貢献度、当社の業績・経営環境等をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。
2. 当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日につきましては、2023年5月30日開催の第22回定時株主総会において取締役4名（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等を年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額200百万円以内）、監査等委員である取締役3名の報酬等を年額100百万円以内と決議頂いております。
3. 個人別の報酬額については、取締役会の決議に基づき代表取締役会長 新田 二郎 がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額の決定についてのものとします。  
これらの権限を委任した理由は、グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うのに最も適しているのが代表取締役であるからです。

##### ロ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外監査役が、役員を兼任する子会社から役員として受けた報酬等の総額は150千円であります。

##### ハ. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）細野順三氏は、freebalance株式会社の代表取締役を兼務し、ソルト・コンソーシアム株式会社、株式会社海帆及び株式会社テイクユーの社外監査役ならびに株式会社アメーバホールディングスの社外取締役であります。なお、当該法人等と当社との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

#### イ. 取締役会、監査等委員会及び監査役会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査等委員会（10回開催）		監査役会（2回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 (監査等委員) 安達幸子	18回	100%	10回	100%	2回	100%
取締役 (監査等委員) 細野順三	18	100	10	100	-	-

#### ロ. 取締役会、監査等委員会及び監査役会における発言状況

- ・取締役（監査等委員）安達幸子氏は、他社での役員経験等の豊富な業務経験に基づき、主にコーポレート・ガバナンスの見地から、議案の審議に必要な発言を、適宜、行っております。
- ・取締役（監査等委員）細野順三氏は、経営及び財務に関する豊富なコンサルティング経験や企業経営者としての経験・知見に基づき、コロナ禍における同業他社の動向等について、適宜、客観的視点から議案の審議に必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### ① 名称

五十鈴監査法人

2023年5月30日開催の第22回定時株主総会において、新たに五十鈴監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であったフロンティア監査法人は退任いたしました。

### ② 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27,500千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,500千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認の上、報酬等を同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社監査等委員会が、会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合。

### ④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 全ての役員及び従業員が、法令及び定款を遵守することは勿論のこと、企業倫理の向上を図り、誠実に行動するよう徹底する。
  - ・ 取締役は、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督し、法令及び定款への適合性に関し問題が生じた場合は、取締役会及び監査等委員会へ報告する。
  - ・ 社外監査等委員を選任し、独立的な立場から、取締役の職務執行が適正に行われるよう監督・監査体制の充実を図る。
  - ・ コンプライアンスの確保・推進のため、「コンプライアンス基本規程」を制定し、全社的なコンプライアンス体制の整備に努める。
  - ・ 法令及び定款等に反する行為等を早期発見、是正することを目的のひとつとして、社内外への通報システムを整備する。
  - ・ 情報資産を適切に管理・利用するため、「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ管理規程」を定め、体制整備に努める。
  - ・ いかなる場合においても反社会的勢力に対し金銭その他の経済的利益を提供せず、反社会的勢力排除のための規程を定め、これを遵守する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報、法令上保存を義務付けられている文書及び重要な会議の議事録、稟議書、契約書並びにそれらに関連する資料等を書面又は電磁的媒体に記録し、社内規程に基づき適切に保存、管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ 各本部、支店、部・室、課、店舗等の長は、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等に基づき付与された権限の範囲内で事業を遂行し、付与された権限を超える事業を行う場合は、「職務権限規程」に従い上位への稟議申請と許可を要し、許可された事業の遂行に伴う損失の危険を管理する。
  - ・ 本部長及び室長は、当該本部及び室で起こりえる各種の事業リスクを想定し、予めリスク回避に努めるとともに、リスクとなり得る事実が発生した場合には迅速かつ適切に対応し、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努める。
  - ・ 不測の事態が発生した場合あるいは新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、取締役会等に報告し、責任者を決定して速やかに対応する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・ 取締役会は、毎月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、経営の

基本方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項に関して的確な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況を監督する。

- ・取締役の職務執行体制の充実と効率化を図るため、執行役員制度を採用する。各部門を直接指揮・監督する執行役員は取締役会において選任され、取締役会が定めた責務を遂行する。
- ・経営の効率性及び透明性を確保し、経営環境の変化に迅速に対応していくため、執行役員以上によって構成される幹部会議を毎月1回以上開催し、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を確保する。幹部会議では、取締役会決議事項の予備的な審議の充実を図るとともに、個別課題の審議及び決定、業務の執行状況の報告等を行う。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・企業集団における業務の適正を確保するため「子会社管理規程」を定め、これに基づく統制を行うとともに、子会社が行う重要な意思決定については当社の承認が必要な旨を定め、適切な子会社管理と指導を行う。
- ・当社は、毎月1回、当社及び子会社の取締役が出席するグループ会社報告会を開催し、当社子会社における重要な事象について報告させるとともに、対応を協議する。
- ・当社の監査等委員は、業務及び財産状況の調査において、当社はもとより、必要に応じて子会社からの報告を求め、また子会社に赴き調査を行う。
- ・子会社はその事業の性質及び規模に応じて、事業や投資に関するリスクを適切に管理し、当社は、当該子会社のリスク管理体制の運用を支援する。
- ・子会社は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社グループの定めるコンプライアンス基本規程に従う。
- ・当社のグループ監査室は、内部監査計画に基づき定期的に子会社の内部監査を実施し、業務改善指導等を通じて、企業集団における業務の適正の確保に努める。

⑥ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制

監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人を任命する。また、重要事項については、管理本部等が適宜監査等委員の補助体制をとることとする。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人は、監査業務に必要な指示命令に関して取締役の指示命令を受けず、取締役から独立してその職務を遂行する。また、その独立性を確保するため、使用人の任命及び解任並びに人事異動について、監査等委員が異議を申し出た場合には、取締役会等において適切に対処する。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項あるいは著しい損害を及ぼす事実が発生、又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員から要請がある場合はその事項を、監査等委員に対し速やかに報告する。また、上記に関わらず、監査等委員は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来ることとし、当社は必要な報告体制の整備充実に努める。

- ⑨ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員は、取締役会及び社内的重要会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、取締役及び使用人にその説明を求めることとする。
- ・ 監査等委員は、会計監査人、内部監査担当者等と相互に連携して監査を実施する。当社は必要に応じて、監査等委員が顧問弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部の有識者を活用することが出来る体制を確保し、監査業務の円滑な推進に努める。
- ・ 監査等委員と代表取締役との意見交換の場を定期的に設け、適正な監査の実現に努める。

- ⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、適正な財務情報を開示していくための基本方針及び関連規程を定め、必要な体制を整備する。

- ⑪ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2015年4月20日の当社取締役会の決議により内部統制システム基本方針の内容を一部改定し、改定後も内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。

また、当社の監査等委員は、月1回以上、監査等委員会を定時ないし臨時に開催し、情報交換を行い、幹部会議、本支店部長会議等主要な会議に出席し、また、稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益処分につきましては、株主の皆様への継続的な安定配当を基本とし、業績の推移と中長期事業計画を勘案して実施しております。

当期の期末配当金につきましては、1株につき3円とさせていただきます。



# 連結貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	1,990,284	流動負債	1,612,026
現金及び預金	1,264,835	買掛金	264,779
売掛金	346,846	一年以内償還予定の社債	5,000
棚卸資産	106,521	一年以内返済予定長期借入金	464,400
未収入金	103,874	未払金	602,917
その他	168,206	未払法人税等	18,938
固定資産	7,158,758	未払消費税等	103,711
有形固定資産	5,890,701	株主優待引当金	12,476
建物及び構築物	2,072,452	預り金	38,080
工具器具備品	143,443	その他	101,724
土地	3,620,761	固定負債	5,941,595
リース資産	36,082	長期借入金	5,116,924
その他	17,961	繰延税金負債	645,117
無形固定資産	298,725	資産除去債務	65,391
のれん	294,401	その他	114,161
その他	4,323	負債合計	7,553,622
投資その他の資産	969,332	純資産の部	
投資有価証券	7,330	株主資本	1,612,708
差入保証金	849,949	資本金	85,786
その他	140,085	資本剰余金	4,595,083
貸倒引当金	△28,032	利益剰余金	△2,992,039
繰延資産	46	自己株式	△76,122
社債発行費	46	その他の包括利益累計額	△65,314
資産合計	9,149,089	為替換算調整勘定	△65,314
		新株予約権	6,300
		非支配株主持分	41,773
		純資産合計	1,595,467
		負債純資産合計	9,149,089

# 連結損益計算書

(自 2023年3月1日)  
(至 2024年2月29日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,433,229
売上原価	3,445,112
売上総利益	6,988,117
販売費及び一般管理費	6,678,310
営業利益	309,806
営業外収益	76,189
受取利息	360
為替差益	36,334
協賛金収入	13,288
その他	26,205
営業外費用	80,979
支払利息	58,033
金利スワップ評価損	3,245
その他	19,700
経常利益	305,016
特別利益	102,304
固定資産売却益	4,981
貸倒引当金戻入額	156
関係会社株式売却益	15,000
受取和解金	22,166
補助金収入	60,000
特別損失	142,349
固定資産除却損	815
店舗閉鎖損失	22,388
減損損失	116,045
その他	3,100
税金等調整前当期純利益	264,970
法人税、住民税及び事業税	20,782
法人税等調整額	△20,161
当期純利益	264,349
非支配株主に帰属する当期純利益	17,042
親会社株主に帰属する当期純利益	247,306

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2023年3月1日)  
(至 2024年2月29日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	58,980	5,262,943	△4,049,568	△76,122	1,196,232
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	107,685	107,685			215,370
剰余金（その他資本剰余金）の配当		△40,113			△40,113
親会社株主に帰属する当期純利益			247,306		247,306
資本金から剰余金への振替	△80,878	80,878			—
欠 損 填 補		△816,310	816,310		—
連結子会社株式の売却による持分の増減			△6,087		△6,087
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	26,806	△667,860	1,057,529		416,475
当 期 末 残 高	85,786	4,595,083	△2,992,039	△76,122	1,612,708

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	△60,831	△60,831	700	24,730	1,160,833
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					215,370
剰余金（その他資本剰余金）の配当					△40,113
親会社株主に帰属する当期純利益					247,306
資本金から剰余金への振替					—
欠 損 填 補					—
連結子会社株式の売却による持分の増減					△6,087
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△4,483	△4,483	5,599	17,042	18,158
連結会計年度中の変動額合計	△4,483	△4,483	5,599	17,042	434,634
当 期 末 残 高	△65,314	△65,314	6,300	41,773	1,595,467

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- |            |   |
|------------|---|
| ・ 連結子会社の数  | 8社  |
| ・ 連結子会社の名称 | 株式会社ジェイフィールド<br>株式会社ボカディレクション<br>NEW FIELD BANGKOK CO., LTD.<br>NEW FIELD NEW YORK LLC<br>株式会社かわ屋インターナショナル<br>株式会社かわ屋東京<br>株式会社ジェイアセット<br>株式会社ジェイキャスト |

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- |           |              |
|-----------|--------------|
| ・ 関連会社の数  | 1社           |
| ・ 関連会社の名称 | 株式会社ローズネット販売 |

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちNEW FIELD BANGKOK CO., LTD. 及びNEW FIELD NEW YORK LLCの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。また株式会社かわ屋東京の決算日は5月31日ですが、連結計算書類の作成にあたり、1月31日時点で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ロ. デリバティブ

時価法

## ハ. 棚卸資産

商品、原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（一部先入先出法）による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### イ. 有形固定資産

有形固定資産は定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～47年

車両運搬具 2～6年

工具器具備品 2～15年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却によっております。

### ロ. 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

## ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

## ニ. 長期前払費用

均等償却を採用しております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

## ③ 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間（5年間）にわたり均等償却しております。

## ④ 重要な引当金の計上基準

### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ロ. 株主優待引当金

株主優待制度に基づく将来の費用の発生に備えるため、発生見込額を計上しております。

## ⑤ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 飲食事業に係る収益認識

居酒屋・レストラン等の飲食店運営によるサービスの提供による収益は、顧客へ料理を提供し対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

ロ. 不動産事業に係る収益認識

不動産の賃貸等による収益は、リース取引に関する会計基準に従い、その発生期間に収益を認識しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金の利息

ハ. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、のれんの効果が及ぶ期間（5～20年間）の定額法により償却を行っております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	減損損失計上額
飲食店舗に係る固定資産	914,985	27,877
その他事業に係る固定資産	4,567	88,167

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、店舗の固定資産の減損の兆候の有無を把握する際には、店舗を独立したキャッシュ・フロー生成単位としております。

当社グループは、減損の兆候があると識別した資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額との比較により、減損損失を認識するかどうかの検討をしております。減損損失の認識が必要と判断された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる数値には、当社グループの各事業の収益及び営業利益の予測についての重要な仮定が含まれております。新型コロナウイルス感染症の5類移行により、外食需要の回復が見られたことから翌連結会計年度の上期以降の売上高は概ね当連結会計年度の水準で推移すると仮定しております。上述の仮定が見込まれなくなった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物及び構築物	1,061,968千円
土地	2,659,140千円
計	3,721,108千円

担保付債務は次のとおりであります。

一年以内返済予定長期借入金	118,750千円
長期借入金	2,332,403千円
計	2,451,153千円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,621,326千円  
減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	11,745,100	432,300	—	12,177,400
A種種類株式	300	—	—	300
B種種類株式	1,000	—	—	1,000
合計	11,746,400	432,300	—	12,178,700
自己株式				
普通株式	200,153	—	—	200,153
合計	200,153	—	—	200,153

(注) 発行済株式の普通株式の増加は、新株予約権の行使によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

##### ①配当金支払額

決 議	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月30日 定時株主総会	B種種類株式	40	40,113.97	2023年 2月28日	2023年 5月31日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月30日 定時株主総会	普通株式	その他資本剰余金	35	3.00	2024年 2月29日	2024年 5月31日
2024年5月30日 定時株主総会	A種種類株式	その他資本剰余金	43	143,881.51	2024年 2月29日	2024年 5月31日
2024年5月30日 定時株主総会	B種種類株式	その他資本剰余金	40	40,109.59	2024年 2月29日	2024年 5月31日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）

の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,720,000株



## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金に限定し、資金調達については、主に銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び差入保証金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は全て2ヶ月以内のものであります。また、外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

借入金の使途は、主に設備投資目的であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して、支払利息の固定化を実施しております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権に係る信用リスクは、担当部署が信用状態を検証し、相手先の状況のモニタリングを行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

また、デリバティブ取引を利用して金利等の変動リスクをヘッジしております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
① 投資有価証券			
その他有価証券	7,300	4,400	△2,900
② 差入保証金	849,949	840,228	△9,721
③ 一年以内償還予定の社債	(5,000)	(4,998)	△1
④ 長期借入金(※2)	(5,581,324)	(5,484,286)	△97,038

(※1)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(※2)一年以内返済予定長期借入金を含めております。

(注)現金及び預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略して  
おります。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察出来ないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	—	4,400	—	4,400
差入保証金	—	840,228	—	840,228
一年以内償還予定の社債	—	(4,998)	—	(4,998)
長期借入金	—	(5,484,286)	—	(5,484,286)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 投資有価証券

当社が保有している株式方式のゴルフ会員権は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

#### 差入保証金

これらの時価は、合理的に見積った将来キャッシュ・フローを国債利回り等の適切な指標を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 一年以内償還予定の社債

これらの時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金（一年以内返済予定長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 6. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、愛知県において、賃貸用の不動産を有しております。

### (2) 賃貸等不動産時価等に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
2,435,236	793,353	3,228,590	3,246,719

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
 2. 当連結会計年度増減額は、新規取得による増加4,042千円、使用目的の変更による増加853,682千円及び減価償却による減少64,372千円であります。  
 3. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額であります。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計
	飲食	不動産	計		
直営店売上	9,320,692	—	9,320,692	283,652	9,604,345
F C売上	438,443	—	438,443	—	438,443
店舗外売上	439	—	439	—	439
顧客との契約から生じる収益	9,759,575	—	9,759,575	283,652	10,043,228
その他の収益 (注) 2	—	390,001	390,001	—	390,001
外部顧客への売上高	9,759,575	390,001	10,149,577	283,652	10,433,229

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、卸売業及び人材派遣業等を含んでおります。

2. 「その他の収益」には、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づく賃貸収入が含まれております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4) 会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足(又は部分的充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |        |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 16円05銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 21円03銭 |

## 9. 固定資産の減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しております。  
(単位：千円)

用途場所	種別	減損損失
飲食店舗 愛知県、東京都他 8店舗	建物及び構築物	24,660
	工具器具備品	2,734
	その他	483
	小計	27,877
その他店舗 愛知県 1店舗	建物及び構築物	79,398
	工具器具備品	8,436
	その他	333
	小計	88,167
合計		116,045

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。店舗については収益性の低下により営業活動から生ずる損益が継

続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額116,045千円を減損損失として特別損失に計上しております。

また、資産グループ毎の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを7.5%で割り引いて算定しております。

## 10. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

### (1) 当該資産除去債務の概要

飲食事業における出店の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約期間に応じて1年から25年と見積り、割引率は0～1.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

### (3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	73,442千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	486千円
時の経過による調整額	17千円
資産除去債務の履行による減少額	△3,269千円
見積りの変更による増加額	4,362千円
期末残高	75,039千円

### (4) 資産除去債務の見積りの変更の内容

当連結会計年度において、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店等の新たな情報の入手に伴う、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。見積りの変更による増加額4,362千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年4月18日

株式会社ジェイグループホールディングス

取締役会 御中

### 五十鈴監査法人

本部・津事務所

指 定 社 員 公認会計士 下津 和也  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 岡根 良征  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェイグループホールディングスの2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイグループホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流動資産</b>	<b>1,501,363</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,368,783</b>
現金及び預金	860,716	買掛金	233,012
売掛金	198,262	一年以内償還予定の社債	5,000
棚卸資産	78,045	一年以内返済予定長期借入金	358,574
前払費用	143,925	未払金	547,102
その他の他	220,414	未払費用	45,680
<b>固定資産</b>	<b>4,760,990</b>	未払法人税等	17,544
<b>有形固定資産</b>	<b>2,691,642</b>	株主優待引当金	12,476
建物及び構築物	1,154,213	資産除去債務	9,648
車両運搬具	8,642	預り金	29,237
工具器具備品	127,106	前受収益	28,474
土地	1,358,279	その他	82,033
リース資産	38,400	<b>固定負債</b>	<b>3,297,517</b>
建設仮勘定	5,000	長期借入金	2,816,724
<b>無形固定資産</b>	<b>4,045</b>	関係会社事業損失引当金	361,000
商標権	1,206	資産除去債務	64,455
ソフトウェア	2,569	その他	55,337
その他の他	270	<b>負債合計</b>	<b>4,666,301</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,065,303</b>	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	7,320	<b>株主資本</b>	<b>1,589,800</b>
関係会社株式	400,000	資本金	85,786
長期貸付金	9,043	資本剰余金	4,601,111
関係会社長期貸付金	1,089,558	資本準備金	78,286
長期前払費用	31,676	その他資本剰余金	4,522,824
差入保証金	848,046	<b>利益剰余金</b>	<b>△3,020,975</b>
その他	99,184	その他利益剰余金	△3,020,975
貸倒引当金	△419,526	繰越利益剰余金	△3,020,975
<b>繰延資産</b>	<b>46</b>	<b>自己株式</b>	<b>△76,122</b>
社債発行費	46	<b>新株予約権</b>	<b>6,300</b>
<b>資産合計</b>	<b>6,262,401</b>	<b>純資産合計</b>	<b>1,596,100</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>6,262,401</b>

# 損益計算書

(自 2023年3月1日  
至 2024年2月29日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,715,608
売上原価	2,611,723
売上総利益	5,103,885
販売費及び一般管理費	4,873,944
営業利益	229,940
営業外収益	96,116
受取利息	201
受取配当金	0
協賛金収入	7,655
賃貸料収入	2,094
提携料収入	65,337
為替差益	5,548
その他	15,277
営業外費用	112,670
支払利息	25,442
支出向者給与	65,341
賃貸費用	9,147
その他	12,739
経常利益	213,386
特別利益	2,741,401
固定資産売却益	4,945
貸倒引当金戻入額	1,306,290
関係会社株式売却益	15,000
関係会社事業損失引当金戻入額	1,393,000
受取和解金	22,166
特別損失	2,775,138
固定資産除却損	815
店舗閉鎖損	10,147
減損	5,927
債権放棄損	124,551
抱合せ株式消滅差損	2,633,697
税引前当期純利益	179,648
法人税、住民税及び事業税	17,516
法人税等調整額	△45,912
当期純利益	208,045

# 株主資本等変動計算書

(自 2023年3月1日)  
(至 2024年2月29日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計合	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計合
当 期 首 残 高	58,980	48,980	5,219,991	5,268,971	△4,045,330	△4,045,330
事業年度中の変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)	107,685	107,685		107,685		
剰余金(その他資本剰余金)の配当		2,500	△42,613	△40,113		
当 期 純 利 益					208,045	208,045
資本金から剰余金への振替	△80,878		80,878	80,878		
準備金から剰余金への振替		△80,878	80,878	—		
欠 損 填 補			△816,310	△816,310	816,310	816,310
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	26,806	29,306	△697,166	△667,860	1,024,355	1,024,355
当 期 末 残 高	85,786	78,286	4,522,824	4,601,111	△3,020,975	△3,020,975

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本計合		
当 期 首 残 高	△76,122	1,206,499	700	1,207,199
事業年度中の変動額				
新株の発行(新株予約権の行使)		215,370		215,370
剰余金(その他資本剰余金)の配当		△40,113		△40,113
当 期 純 利 益		208,045		208,045
資本金から剰余金への振替		—		—
準備金から剰余金への振替		—		—
欠 損 填 補		—		—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			5,599	5,599
事業年度中の変動額合計		383,301	5,599	388,900
当 期 末 残 高	△76,122	1,589,800	6,300	1,596,100

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

##### ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ

時価法

##### ③ 棚卸資産

商品、原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

有形固定資産は定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～47年

車両運搬具 2～6年

工具器具備品 2～10年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却によっております。

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

##### ④ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間（5年間）にわたり均等償却しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 株主優待引当金

株主優待制度に基づく将来の費用の発生に備えるため、発生見込額を計上しております。

##### ③ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態及び将来の回復見込等を個別に勘案し、損失見込額を見積計上しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### イ. 飲食事業に係る収益認識

居酒屋・レストラン等の飲食店運営によるサービスの提供による収益は、顧客へ料理を提供し対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

##### ロ. 不動産事業に係る収益認識

不動産の賃貸等による収益は、リース取引に関する会計基準に従い、その発生期間に収益を認識しております。

##### ハ. 経営指導料に係る収益認識

経営指導料による収益は、子会社への契約内容に応じた経営指導業務を提供することが履行義務であり、業務を実施した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。

#### (6) ヘッジ会計の方法

##### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

##### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金の利息

##### ③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。



④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期毎に比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 400,000千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としております。関係会社株式の評価は、実質価額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理しております。ただし、関係会社株式の実質価額の算定にあたっては、将来の事業計画に基づく超過収益力等を反映させており、その超過収益力等の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があります。そのため、将来の事業計画などの見積りの前提条件に変化があった場合は、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### (2) 関係会社貸付金の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社長期貸付金 1,089,558千円

貸倒引当金 392,739千円

貸倒引当金戻入額 1,306,290千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社貸付金について、債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定し、当該回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。当該回収不能見込額の見積りにあたっては、各関係会社の将来の業績及び財政状態に関する事業計画を考慮した上で、支払能力を総合的に判断しております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済状況の変動による影響を受けるため、関係会社の事業が計画通りに進捗しない場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### (3) 関係会社事業損失引当金

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社事業損失引当金	361,000千円
関係会社事業損失引当金戻入額	1,393,000千円

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 引当金の計上基準 ③ 関係会社事業損失引当金」に記載のとおり、関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態及び将来の回復見込等を個別に勘案し、関係会社の債務超過額を関係会社事業損失引当金として見積計上しております。

新型コロナウイルス感染症の5類移行により、外食需要の回復が見られたことから翌事業年度の上期以降の売上高は概ね当事業年度の水準で推移すると仮定しております。上述の仮定が見込まれなくなった場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 固定資産の減損

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	減損損失計上額
飲食店舗に係る固定資産	840,100	5,927

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、店舗の固定資産の減損の兆候の有無を把握する際には、店舗を独立したキャッシュ・フロー生成単位としております。

当社は、減損の兆候があると識別した資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額との比較により、減損損失を認識するかどうかの検討をしております。減損損失の認識が必要と判断された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる数値には、当社の各事業の収益及び営業利益の予測についての重要な仮定が含まれております。新型コロナウイルス感染症の5類移行により、外食需要の回復が見られたことから翌事業年度の上期以降の売上高は概ね当事業年度の水準で推移すると仮定しております。上述の仮定が見込まれなくなった場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物及び構築物	239,774千円
土地	396,658千円
計	636,433千円

担保付債務は次のとおりであります。

一年以内返済予定長期借入金	35,916千円
長期借入金	230,865千円
計	266,781千円

#### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,200,595千円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

#### (3) 偶発債務

債務保証

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

㈱ジェイアセット	2,184,372千円
----------	-------------

#### (4) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

長期金銭債務	16,264千円
--------	----------

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	
売上高	497,566千円
その他の営業取引高	226,719千円
② 営業取引以外の取引による取引高	66,592千円

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 200,153株

#### 6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種 類	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	㈱ジェイ フィールド	(所有) 直接100.0	役員の兼任	経営指 導資 金の 援助	—	—	関係会社 長期貸 付金 (注3)	92,168
子会社	㈱ボカ ディレ クシ ョン	(所有) 間接100.0	—	経営指 導資 金の 援助	提携料 収入 (注1)	35,113	関係会社 長期貸 付金 (注3) (注4)	423,311
子会社	㈱かわ 屋イン ターナ シヨ ナル	(所有) 直接50.0	役員の兼任	経営指 導資 金の 援助	提携料 収入 (注1)	24,934	—	—
子会社	㈱ジェ イア セッ ト	(所有) 直接100.0	—	資金の 援助 債務 の保 証	債務保 証 (注2)	2,184,372	関係会社 長期貸 付金 (注3)	244,363
子会社	㈱ジェ イキ ヤス ト	(所有) 直接100.0	—	経営指 導資 金の 援助	—	—	関係会社 長期貸 付金 (注3) (注4)	171,306
子会社	NEW FIELD NEW YORK LLC	(所有) 直接100.0	—	経営指 導資 金の 援助	—	—	関係会社 長期貸 付金 (注3) (注4)	137,182

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格の決定については市場価格及び業務内容を勘案して交渉の上、決定しております。  
 2. 債務保証は金融機関からの借入に対して行っているものであります。なお、保証料は受領していません。  
 3. 資金の貸付については無利息としております。  
 4. 子会社への貸倒懸念債権等に対し、合計392,739千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において合計1,306,290千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

## 7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	19円59銭
(2) 1株当たり当期純利益	17円70銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年4月18日

株式会社ジェイグループホールディングス

取締役会 御中

### 五十鈴監査法人

本部・津事務所

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 下津 和也

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 岡根 良征

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイグループホールディングスの2023年3月1日から2024年2月29日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。



・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその他子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月19日

株式会社ジェイグループホールディングス 監査等委員会  
監査等委員 玉田 貴彦 ㊟  
監査等委員（社外） 安達 幸子 ㊟  
監査等委員（社外） 細野 順三 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

#### 1. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の目的

今後の柔軟かつ機動的な資本政策に備えるとともに、税負担の軽減及び配当原資の確保を図ることを目的とし、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金の額及び資本準備金の額の減少（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）を行うことといたしました。

なお、本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響が生じるものではございません。

#### 2. 資本金の額の減少の要領

##### (1) 減少すべき資本金の額

資本金の額116,529,855円を106,529,855円減少して10,000,000円とする。

なお、当社が発行している新株予約権が減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

##### (2) 資本金の額の減少の方法

会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額の減少を上記のとおり行った上で、全額をその他資本剰余金に振り替えます。

#### 3. 資本準備金の額の減少の要領

##### (1) 減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額109,029,855円を106,529,855円減少して2,500,000円とする。

なお、当社が発行している新株予約権が減資の効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

##### (2) 資本準備金の額の減少の方法

会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、全額をその他資本剰余金に振り替えます。

#### 4. 本資本金等の額の減少が効力を生ずる日

2024年5月30日

## 第2号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題のひとつと考えております。引き続き、成長投資に充当するための内部留保は重視してまいりますが、株主の皆様への利益還元の重要性を鑑み、今後の事業展開等を勘案いたしまして、当期の期末配当は、以下のとおりといたしたいと存じます。

当期の配当につき、A種種類株式及びB種種類株式につきましては発行時に定めた所定の計算による配当を実施いたしたいと存じます。

なお、普通株式に対する配当につきましては、その他資本剰余金を原資として、以下のとおり実施いたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
普通株式1株につき3円00銭  
A種種類株式1株につき143,881円51銭  
B種種類株式1株につき40,109円59銭  
総額119,205,784円
3. 剰余金の配当の効力が生ずる日  
2024年5月31日

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	にっ た じ ろう 新田 二郎 (1966年10月12日生)	1991年3月 名古屋レジャー開発株式会社代表取締役 1997年3月 有限会社ジェイプロジェクト設立代表取締役 2001年3月 有限会社ジェイプロジェクトを改組し、当社設立 代表取締役社長 2001年8月 株式会社ジェイメディックス代表取締役 2002年4月 有限会社ジェイプライダル取締役 2005年11月 株式会社ジェイプライダル取締役 2008年3月 株式会社ジェイメディックス取締役 2011年3月 株式会社ディアジェイ代表取締役 2016年3月 株式会社ジェイプロジェクト取締役 2020年5月 当社代表取締役 2022年5月 当社代表取締役会長（現任）	普通株式 200,000株
2	なか がわ あき なり 中川 晃成 (1965年6月20日生)	1989年4月 大阪ガス株式会社入社 2005年10月 株式会社キンレイ取締役外食カンパニーCEO 2013年7月 株式会社KRフードサービス代表取締役社長 2018年12月 株式会社KRホールディングス代表取締役社長 2019年7月 当社社長執行役員 2020年5月 当社取締役社長 同 株式会社ジェイプロジェクト取締役 2022年5月 当社代表取締役社長（現任）	普通株式 7,700株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	はやし よし ろう 林 芳 郎 (1965年5月11日生)	1988年6月 名古屋レジャー開発株式会社入社 1996年9月 株式会社ジェイメディックス設立代表取締役 1997年3月 有限会社ジェイプロジェクト入社 2001年3月 当社取締役 2001年8月 株式会社ジェイメディックス取締役 2002年4月 有限会社ジェイプライダル設立代表取締役 同 当社常務取締役 2005年4月 当社専務取締役経営企画室長 2005年11月 株式会社ジェイプライダル代表取締役 2006年8月 当社専務取締役経営企画担当 2008年8月 当社専務取締役経営企画、店舗開発担当 2012年9月 当社取締役副社長 2014年2月 株式会社ジェイグループインターナショナル 代表取締役 2016年3月 株式会社ジェイフィールド代表取締役（現 任） 2017年11月 株式会社かわ屋インターナショナル代表取締 役（現任） 2019年7月 当社取締役副社長執行役員 2020年5月 当社取締役副社長（現任） 2022年5月 株式会社ジェイプロジェクト取締役 同 株式会社ジェイプライダル取締役	普通株式 192,000株
4	はやし ゆう じ 林 裕 二 (1972年4月26日生)	1992年8月 名古屋レジャー開発株式会社入社 1997年3月 有限会社ジェイプロジェクト入社 2001年3月 当社入社第三営業部長兼社長室長 2003年3月 当社東京支店長 2004年5月 当社取締役東京支店長 2005年4月 当社常務取締役東京支店長 2007年1月 当社常務取締役営業担当 2012年9月 当社常務取締役 同 株式会社ジェイプロジェクト代表取締役 2017年8月 株式会社Second ENGINE代表取締役 2019年7月 当社取締役常務執行役員 2020年5月 当社常務取締役（現任）	普通株式 144,400株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。保険料は全額当社が負担しております。なお、当該保険契約の期間は2024年3月6日から1年間であり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### **第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2023年5月30日開催の第22回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額200百万円以内）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬等の額の範囲内にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額100百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役0名）であります。第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役0名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年200,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係わる取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を



引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の割当ての条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

### 【本割当契約の内容の概要】

#### (1) 譲渡制限の内容

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人いずれの地位からも退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人いずれの地位からも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了又は定年、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人いずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、対象取締役が退任又は退職した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、①当該対象取締役が当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人いずれ

の地位からも退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、正当な理由以外の理由により、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人いずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

所在地：名古屋市西区牛島町6-1  
会場：名古屋ルーセントタワー16階 会議室  
電話：052-990-2732



交通 JR名古屋駅／地下鉄東山線・桜通線名古屋駅／名鉄名古屋駅／  
近鉄名古屋駅／あおなみ線名古屋駅／地下道直結 徒歩5分

お願い

1. 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。
2. 株主総会ご来場の株主様へのお土産は取りやめさせていただいております。なんとぞご理解いただきますよう、お願い申し上げます。